

須賀川市特定健康診査等事後支援事業業務委託 仕様書

1 業務名

須賀川市特定健康診査等事後支援事業業務委託

2 委託業務期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

3 目的

須賀川市（以下「発注者」という。）の令和元年度の死亡者数の約 5 割が悪性新生物、心疾患（高血圧症を除く）、脳血管疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎不全といった生活習慣病を要因としていることを鑑み、現状の第 3 期須賀川市データヘルス計画において高血圧症と糖尿病、及び重症化疾患である虚血性心疾患と脳血管疾患の指標を KPI に位置付けている。

これまでも発注者は特定健康診査を受診した者のうち健診結果数値が医療機関等への受診を要する値（以下、「健診異常値」という。）となった者に対し、ハガキ等による通知や架電により保健指導を実施してきたところであるが、健康寿命の延伸、医療費適正化を推進していくためには生活習慣病の未然防止、重症化予防の取組の更なる強化が必要である。

このことから通知対象者の特定健康診査データ等を事前に分析し、年齢・性別、既往歴、特定健康診査・医療機関等受診歴等の特性（以下、「特性」という。）に基づく分類により通知等を個別化し、通知に伴う行動変容分析を通じた対象者の分類方法と効果の出やすい層など幅広い層についての知見を得ることで、対象者を医療機関等受診につなげるとともに、現状分析を通じた問題点の整理及び将来を見据えた事業実施方法の継続的な改善を図ることで特定健康診査等事後支援事業の事業効果の向上を目的とする。

4 事業概要

(1) 受診勧奨対象者及び受診勧奨対象候補者の抽出

受診勧奨者対象者の抽出基準については、令和 6 年度の須賀川市国民健康保険特定健康診査結果から、以下の 3 段階の条件を基本とし、受注者は対象者の抽出、通知物の作成・発送、対象者への架電、発注者への対象者リストの提供等を行う。なお、その他抽出条件の追加または除外については受注者の提案を元に発注者と協議の上、決定する。

対象群	抽出基準	委託内容
健診異常値放置群①	【前提条件】 ・令和7年度末年齢40歳～74歳の者で須賀川市国民健康保険の資格を有する者（資格喪失者等を除く） ・内服のない者（降圧剤、インスリン注射または血糖降下剤、コレステロール降下剤を内服していない場合） ・レセプトのない者（把握可能な範囲のレセプト情報において、特定健康診査後の受診がない者） 【抽出条件】 以下の項目のいずれかに該当 ・Ⅱ度以上の高血圧（収縮期血圧160以上または拡張期血圧100以上） ・eGFRが49.9%未満 ・HDL34mg/dl以下 ・LDL140mg/dl以上 ・中性脂肪300mg/dl以上 ・尿糖（+）以上 ※健診結果表記「3」以上 ・空腹時血糖126以上 ・随時血糖200以上 ・HbA1c6.5%以上6.9%以下 ・ALT（GPT）51IU/l以上 ・AST（GOT）51IU/l以上 ・γ-GT101IU/l以上 ※250人～300人程度への通知を想定。	通知物郵送（年1回程度）
健診異常値放置群②	【抽出条件】 健診異常値放置群①のうち以下の項目のいずれかに該当する者 ・Ⅱ度以上の高血圧（収縮期血圧160以上または拡張期血圧100以上） ・LDL180mg/dl以上 ※90人程度への架電を想定。	通知物郵送のうち電話連絡
ハイリスク値放置群	【前提条件】 ・令和7年度末年齢40歳～74歳の者で須賀川市国民健康保険の資格を有する者（資格喪失者等を除く） ・内服のない者（降圧剤、インスリン注射または血	発注者に対象者リストを提供（発注者による

	糖降下剤、コレステロール降下剤を内服していない場合) ・レセプトのない者（把握可能な範囲のレセプト情報において、特定健康診査後の受診がない者） ・次の抽出条件①または②に該当する者 【抽出条件①】 以下の項目で2項目以上該当 ・Ⅱ度以上の高血圧（収縮期血圧 160 以上または拡張期血圧 100 以上） ・中性脂肪 300mg/dl 以上、又は LDL コレステロール 180mg/dl 以上 ・ALT51IU/l 以上、AST51IU/l 以上、γ-GT101IU/l 以上 【抽出条件②】 以下の項目で1項目該当 ・Ⅲ度以上の高血圧 ・HbA1c（NGSP 値）7.0%以上 ・LDL コレステロール 200mg/dl 以上 ・中性脂肪 1000mg/dl 以上	家庭訪問の実施)
--	--	----------

（2）データ分析

受注者は、発注者が提供する特定健康診査データ、医療レセプトデータ等に基づき、受注者が独自に開発したAI等を活用し、対象者を特性ごとにグループ化する分析を行う。なお、対象者特性の分類については医療統計手法として妥当な方法で検討し、その他、有効な受診勧奨通知の作成に活用できる分析がある場合は併せて実施するものとする。データ分析の際は以下のデータを提供予定であり各データ授受の方法、時期については、協議の上決定する。

※提供予定データ

ア 医療レセプトデータ：過去5年度分＋事業評価期間の月ごとの CSV ファイル3種類（令和2年4月受診分から令和8年1月受診分まで）

（21_RECODEINFO_MED、22_RECODEINFO_DPC、24_RECODEINFO_PHA）

イ 特定健康診査データ：直近5年度分（令和2年度から令和6年度まで）（FKAC131、FKAC163、FKAC164）

ウ 被保険者管理台帳：過去5年度分＋事業評価期間（令和2年4月受診分から令和7年3月受診分まで。令和7年4月以降データの準備については

協議の上、決定する。)

(KD_IF015)

(3) 通知デザイン作成

受注者は、(2) の分類結果を踏まえ、発注者と協議の上、対象候補者の特性に合わせ最も受診行動、行動変容につながる可能性が高い通知物の作成を行う。通知物は、行動変容理論や行動心理学等の学術的な裏付けがあり、その効用が説明可能であるものを意識して作成する。

(4) 通知作成・発送

受注者は、通知物の印刷、発送準備をし、(1) の対象者（健診異常値放置群①）に通知物を発送する。

(5) 対象者への受診勧奨

受注者は、(1) の対象者（特定健診異常値放置群②）に対して、医療専門職等（例：保健師、看護師、管理栄養士、理学療法士など）による電話受診勧奨を実施する。電話での受診勧奨は1人につき、最大3回実施するものとし、対象者は、市と受託者の協議の上で決定する。

また通知物発送後、医療専門職等による問合せ対応を併せて行う。

(6) ハイリスク値放置群リストの提供

受注者は(1) の対象者（ハイリスク値放置群）を抽出し、そのデータを発注者に提供するとともに、(1) の抽出条件に加えて発注者のハイリスクアプローチ（発注者による家庭訪問の実施など）に資するデータの抽出、分類方法等がある場合は、発注者に提案を行う。

(7) 事業の評価・効果検証・報告業務

受注者は、受診勧奨実施後、下記の評価項目例を参考に事業の評価を行うとともに、対象者の行動変容結果や事業の有効性等の効果を検証して、事業実施報告書により発注者に報告する。受注者は、その他事業の効果検証のため必要な評価項目がある場合は発注者に提案を行う。

受注者は効果検証結果を踏まえて、次年度以降に発注者が実施すべき受診勧奨業務の有効な実施方法等について発注者に提案を行う。

※評価項目例

	評価項目	評価方法
アウトプット	受診勧奨件数 (通知発送件数)	未治療者ならびに治療中断者から指定難病等の除外基準を確認し、最終的に通知発送を行った件数
アウトカム (直接効果)	受診件数	評価期間における受診行動をレセプトデータより評価
アウトカム	投薬治療開始件数	評価期間内に投薬治療が始まった件数

(直接効果)		をレセプトデータより評価
アウトカム (中間効果)	治療アドヒアランス (継続受診)	治療を開始した者のうち、その後も継続的に治療通院を行っている件数をレセプトデータより評価

5 想定スケジュール

時期	内容
令和7年5月～7月	・発注者から特定健診等データの貸与 ・データ分析 ・受診勧奨対象者及び対象候補者の抽出
令和7年8月～9月	・ハイリスク値放置群リストの納品 ・受診勧奨通知の作成・発送
令和7年9月	・電話による受診勧奨
令和8年3月31日	・事業実施報告書の作成及び納品

6 成果品等

- (1) ハイリスク値放置群リストデータ (DVD 等)
 - (2) 事業実施報告書 3部
 - (3) 事業実施報告書・その他分析データ等収録の磁気媒体 (DVD 等) 2枚
- ※上記成果品を発注者の指定した期日までに提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 業務の実施に当たって、業務内容を十分理解し、発注者と連携を密にとりながら、誠実に履行する。
- (2) 受注者は業務中に知り得た情報を適正に管理し、決して漏えい、不正利用を行わないこと。なお、当契約が履行された後においても同様とする。
- (3) 当委託契約により作成された成果品、契約の遂行の過程で生じた全ての著作権は、原則、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないものとする。なお、当委託契約内の分析過程で作成したプログラムやコード等及び従前より受注者が有していた知見、ノウハウ、成果物についてはこの限りでない。
- (4) 受注者は、本委託業務の実施に当たり、受注者の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合や、受注者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受注者は、発注者の事前の承諾なく、契約上の地位を受注者の関連企業等を含め第三者に継承させ、あるいは契約によって生じる権利及び義務の

全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは委託等により引き受けさせ、または担保に供してはならない。

- (6) 契約に当たっては、企画提案などの内容について受注者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。
- (7) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法や利便性・効果を損なうことのない代替え案等があれば、適宜提案すること。
- (8) この仕様に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、発注者と受注者で協議をして定めるものとする。